

平成15年度
玉川図書館近世史料館冬季展示

本岡文庫展

—本岡家文書に見る都市近郊農村の姿—

平成16年1月24日(土)～3月28日(日)
近世史料館 1階展示室



(7) 売券・買券・組合納得状

〒920-0863 金沢市玉川町2-20
金沢市立玉川図書館近世史料館
電話 076-221-4750

展示について

この度、藩政時代から近代にかけて大衆免村（現金沢市元町）で、村役人を勤めた本岡家に伝来した約1,000点の史料が、本岡三千郎氏より金沢市に寄贈されました。

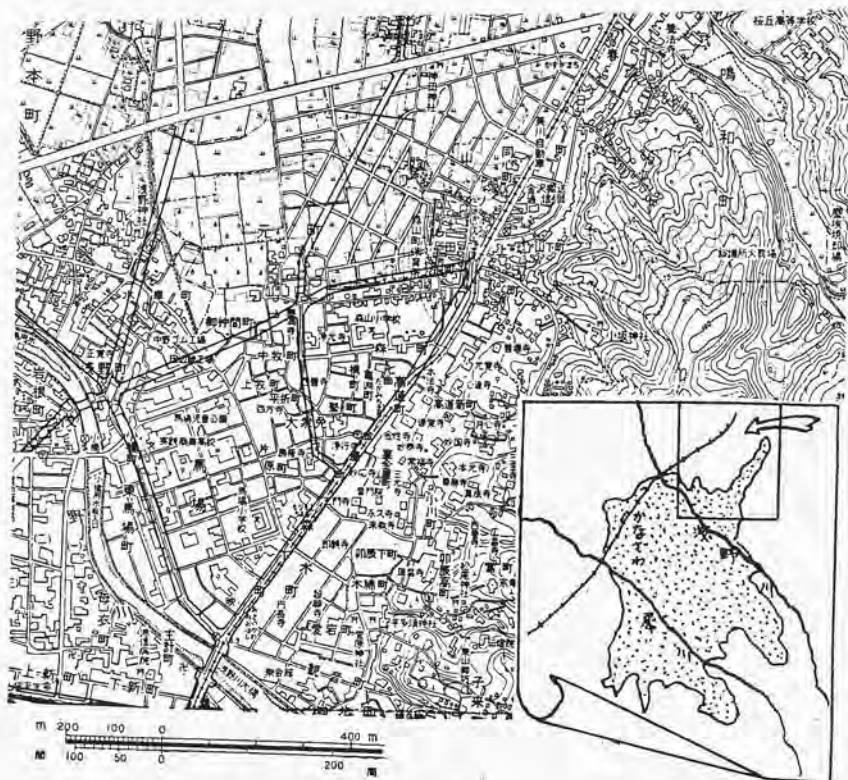
本展はそれを記念し、本岡家文書の史料を紹介するものです。

本岡家文書に見える大衆免村

本岡家が居住した大衆免村は、城下町金沢に隣接し、城下町拡大の影響を直接受ける地域であった。そのため、隣接地としての位置から城下町の変化を見ることができる。

このことから、本文書の特色となる相対請地や土地売買、送り状など農村と都市との関わりを示す史料群が多く保存されている。

近代に入っても同様に都市金沢からの影響は強く、農業に関しては商品作物としてのレンコン栽培等、近郊農村の特質をもって存在していく地域の姿がうかがえる。



金沢市北郊地域

『金沢北郊の変貌』本岡三千郎著より

【村方の文書】

御用留

大衆免村の肝煎役を勤めた三郎右衛門が役儀上、藩からの法令や村からの願書等を書留たもので、嘉永元年（1848）から明治8年（1875）までの4冊分が残されている。

- | | | |
|----------|------------|------|
| (1) 御用方覚 | 嘉永元年（1848） | A-17 |
| (2) 御用留 | 安政4年（1857） | A-18 |

参考

- | | | |
|--------------|-------------|-----|
| (3) 大衆免村村内略図 | 明治19年（1886） | M-8 |
|--------------|-------------|-----|

高帳

「土地配封替定書」は、^{でんちわり}田地割（村内の田地の地味に高下ができ、持高と収穫の割合に差が出るので割替えること）に際しての定書である。「品々帳」は、村の高と免、百姓ごとに持高を記入したもので、切高・取高など、個人ごとの持高の増減、変化がわかる。

- | | | |
|-----------------|------------|------|
| (4) 大衆免村土地配封替定書 | 文政8年（1825） | B-31 |
| (5) 御高品々帳覚書 | 安政7年（1860） | B-40 |

土地売買

一般に土地の売買に関しては、売主の売券状と買主の買券状、そして売主側の組合納得状の文書が作成され、この3点が基本となっていた。

- | | | |
|---------------------------|-------------|-------|
| (6) 切高証文 | 文化13年（1816） | B-89 |
| (7) 売券・買券・組合納得状 | 文化15年（1818） | B-91 |
| (8) 売券・跡請合状・買券・家請合状・組合納得状 | 文政2年（1819） | B-93 |
| (9) 売券・買券・組合納得状・送り状 | 文政10年（1827） | B-100 |

あいたいうけち
相対請地

城下の拡大と人口の増加にともない、城下に隣接する村方との間で相対（当事者同士で契約すること）で土地の賃借が行われるようになった。これを相対請地といい、借主は代償として地子米代銀を支払わなければならなかった。相対請地の増加は、実質的な城下拡大につながっていったのである。

- (10) 青木八郎左衛門相対請地証文 文政 11 年 (1828) B-160
- (11) 御請地幾年証文 文政 11 年 (1828) B-162
- (12) 相対請地証文 文久 2 年 (1862) B-173
- (13) 大衆免領字油木山谷永代相対請地奥村善九郎様より願書付并
 村御答書写取一件 慶応 4 年 (1868) B-175
- (14) 河北郡大衆免村領字油木山谷奥村善九郎殿御請地絵図
 慶応 4 年 (1868) M-3
- (15) 大衆免村領相対請地証文 明治 3 年 (1870) B-178
- (16) 大衆免村領字油木山相対請地証文 明治 3 年 (1870) B-179
- (17) 町卸地境絵図 明治 6 年 (1873) M-4



(10) 青木八郎左衛門相対請地証文



(11) 御請地幾年証文

あいたいうけち
相対請地

城下の拡大と人口の増加にともない、城下に隣接する村方との間で相対（当事者同士で契約すること）で土地の貸借が行われるようになった。これを相対請地といい、借主は代償として地子米代銀を支払わなければならなかった。相対請地の増加は、実質的な城下拡大につながっていったのである。

- (10) 青木八郎左衛門相対請地証文 文政 11 年（1828） B-160
- (11) 御請地幾年証文 文政 11 年（1828） B-162
- (12) 相対請地証文 文久 2 年（1862） B-173
- (13) 大衆免領字油木山谷永代相対請地奥村善九郎様より願書付并村御答書写取一件 慶応 4 年（1868） B-175
- (14) 河北郡大衆免村領字油木山谷奥村善九郎殿御請地絵図 慶応 4 年（1868） M-3
- (15) 大衆免村領相対請地証文 明治 3 年（1870） B-178
- (16) 大衆免村領字油木山相対請地証文 明治 3 年（1870） B-179
- (17) 町卸地境絵図 明治 6 年（1873） M-4



(10) 青木八郎左衛門相対請地証文



(11) 御請地幾年証文

送り状

縁組などで他所へ行く場合、人別帳より除かれ、名前・年齢・宗旨等を
書いた人別送状が作成され、転出する方の役人から該当村（町）へ送られ
た。現在の転居届のようなものである。

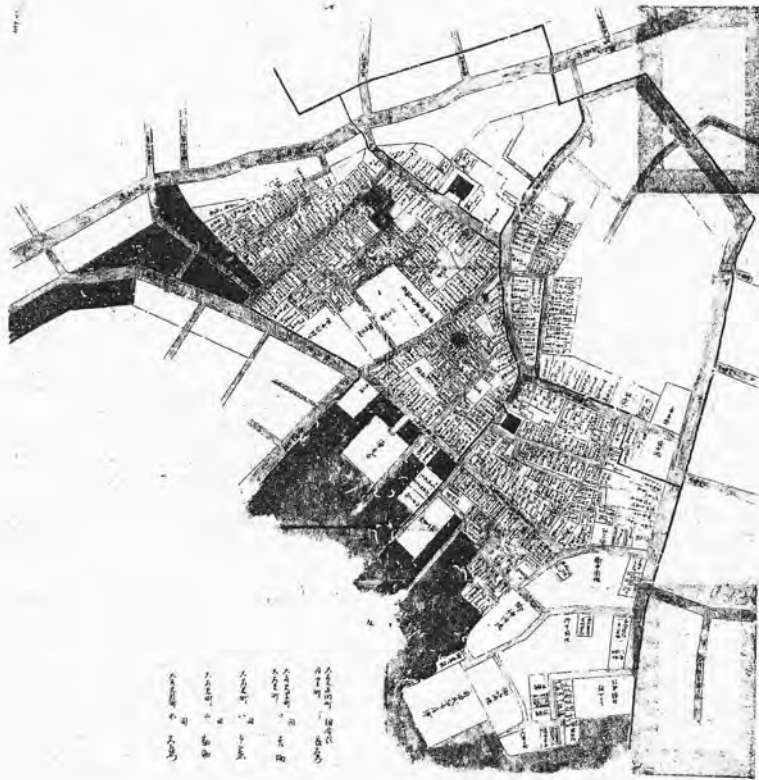
- (25) 寺請証文 文政6年(1823) E-2
- (26) 越中屋角右衛門送り状 文化14年(1817) E-37
- (27) 八木屋弥平衛送り状 文政8年(1825) E-43
- (28) 彦兵衛等送り状 文政9年(1826) E-46
- (29) いさ送り状請取状 天保11年(1840) E-52

送り状
 右に通相違無之候
 御所村長次郎
 文政十四年正月
 大工町相合頭松任屋
 清助殿
 寺八越中砥波郡
 院林村常願寺旦那
 右私共領分殿町組合之内ニ罷在候処、今般貴殿御組合之内
 松寺屋与兵衛方江借家仕罷越申二付、此方二居申内
 公義御法度之趣相背不申、尤他国他領并切支丹宗門末類
 ニ而度無御座慥成者ニ御座候、依而送状切出申所如件
 文化十四年正月
 三郎右衛門(印)
 善兵衛(印)
 同村 相合頭
 大工町相合頭松任屋
 清助殿
 右之通相違無之候、以上
 御所村長次郎(印)

(26) 越中屋角右衛門送り状

【参考史料】

延宝年間金沢城下図	190×167	090-598
加州河北郡図 文政9年(1826)	71×130	16.60-134
金沢町絵図—大衆免町・同竪町・同新町・同亀淵町・春日町絵図— 文化8年(1811)	79×78	090-1034-35



金沢町絵図
—大衆免町・同竪町・同新町・同亀淵町・春日町絵図—

※分類・表題等は、『金沢市元町旧河北郡大衆免村本岡三郎家文書目録』
(昭和63年刊)に拠った。

「本岡文庫」展 史料選

(8) 売券・跡請合状・買券・家請合状・組合納得状

売券状之事

一、前口式間 裏行在成

代百拾匁 文丁銀

右唯今迄私住家永代貴殿江壳渡、則

代銀不殘請取、家無相違相渡申所実正ニ

御座候、然ハ是以後地子諸役懸物等全貴殿

御指出可被成候、為其一札如件

大衆免村

文政二年九月三日

義兵衛(印)

同村

清兵衛殿

買券状之事

一、前口式間 裏行在成

代百拾匁 文丁銀

右唯今迄貴殿御住家永代私買請、

則代銀不殘相渡、家無相違請取申候所

実正御座候、然ハ是以後地子諸役懸物

等全私御指出可申候、為其一札如件

大衆免村

文化二年九月三日

清兵衛(印)

同村

義兵衛殿

跡請合状之事

一、私付義兵衛与申者、今般所之家壳私

当御組合ヲ立退申ニ付、私跡請合相立申候、

尤壳家之儀ニ付、猶以後ニ何方ハ彼是

申分出来仕候共、私罷出急度相嘴各

御組合江少茂御難題懸申間敷候、為其一札如件

大衆免村

文政二年九月三日

九兵衛(印)

肝煎

三郎右衛門殿

組合頭

与兵衛殿

同

善兵衛殿

家請合状之事

一、村方之内、頭振義兵衛家今般同村清兵衛

買請申ニ付、私請人ニ相立申候、尤清兵衛儀、

御法度之趣相守可申様、常々堅申付置候事

一、清兵衛儀若相煩候敷、又ハ何卜力故障有之

地子諸役相滞、或組用等勤兼申候ハ、私罷出

急度相勤、各方ハ少も御難題懸申間敷候、

為其一札如件

大衆免村

同年同月

小兵衛(印)

御役人衆中
御組合衆中

組合納得状之事

一、私共組合之内、義兵衛家売払申度段申聞合に付、則同村清兵衛相望申候ニ付、組合一統納得仕、右之家為買請申候、為其一札如件

文政二年九月三日

八右衛門 (印)
平左衛門 (印)
平助

後家 (印)

はつ (印)

八兵衛 (印)

妙口 (印)

与三兵衛 (印)

善六 (印)

組合頭

与兵衛

同

善兵衛

肝煎

三郎右衛門殿

(15) 大衆免村領相對請地証文

覚

一、四拾貳步六分八厘

河北郡

大衆免村領

此合盛米

貳斗九升九合

右私共在所領畑地今般御屋敷御家来石田太兵衛屋敷ニ相對請地被成度御達之上御聞届ニ付、右之通卸地仕候義相違無御座候、然上ハ合盛米右米高毎年十一月中地米を以御渡可被下候、尤右御請地内ニおゐて故障在之候而も、悉皆御屋敷様御取捌可被成ニ付、村方ハ貧着不仕候、且又右御請地万一此後御返し被成候節ハ、今度家下地面ニ相成候得ハ、起返し右合盛米取揚候程之地元ニ仕立御返可被成旨被仰付候、依而卸御証文上之申所如件

明治三年三月

大衆免村肝煎

三郎右衛門

組合頭

市郎兵衛

同

与三右衛門

奥村善九郎様御内

勝木清左衛門殿

米原弥五郎殿

藤田門兵衛殿

押原又之丞殿

(20) 袋村当分肝煎代御題紙

其許義、袋村当分

肝煎代申付候条、出情

可被相勤候、以上

(万延元年)

庚申

十二月 喜多市十郎 (印)

大衆免村

肝煎

三郎右衛門

(26) 越中屋角右衛門送り状

送状之事

出生越中砺波郡津沢町故吉左衛門倅

忠藏弟十ヶ年以前御当地江罷越居申内

去年五月私共領分江罷越申候

越中屋

角右衛門

一、一向宗 歳三十

寺ハ越中砺波郡

院林村常願寺旦那

老人

右私共領分厩町組合之内ニ罷在候处、今般貴殿御組合之内

松寺屋与兵衛方江借家仕罷越申ニ付、此方ニ居申内

公義御法度之趣相背不申、尤他国他領并切支丹宗門末類

ニ而茂無御座慥成者ニ御座候、依而送状切出申所如件

大衆免村肝煎

文化十四年正月

三郎右衛門 (印)

同村 組合頭

善兵衛 (印)

大工町組合頭松任屋

清助殿

右之通相違無之候、以上

御所村長次郎 (印)

(16) 大衆免村領字油木山相對請地証文

覚

一、四拾貳步六分八厘 大衆免村領
字油木山与申所

貳斗九升九合 但老步ニ付七合宛

右者村領畑地今般当屋敷家来石田太兵衛
居屋敷ニ相對致請地候義御聞届ニ付、右步数
致借地候処相違無之候、然上者合盛米
右米高毎年十一月中地米を以無遲滞可相渡候、
尤請地内ニおゐて故障有之候共、屋敷表ノ
悉皆取捌候条村方ノ不及貧着候、且又
右請地此末万一相返候時者、今度家下地面ニ
相成候事故起返、右合盛米取揚リ候様之
地元ニ仕立相渡可申、依而請地証文如件

明治三年三月

奥村善九郎内

勝木清左衛門 (印)
米原弥五作 (印)

大衆免村肝煎

三郎右衛門殿

組合頭

市郎兵衛殿

同

与三右衛門殿

(18) 役儀相勤ニ付鳥目拝領方申渡状

其元義、数十年

御役義全被相勤候

ニ付相達置候処、昨

晦日御書立を以鳥目

拝領方被仰付候ニ付、

此段申談候、以上

(天保5年)

午

四月朔日 西川源兵衛 (印)

大衆免村肝煎

三郎右衛門殿

(19) 老年ニ付肝煎役退役願

乍恐口上書を以奉願上候

大衆免村肝煎

三郎右衛門

一、
右私義年罷寄老衰仕候ニ付、村方才許いたし
兼申候間、何卒御慈悲を以爰之趣聞召被為訊
今般肝煎役御省被下候様奉願上候、願上之通
御聞届被下候ハ、難有忝可奉存候、以上

天保七年正月十七日 大衆免村

三郎右衛門 (花押)

西川長次郎殿